

○宮崎大学農学部規程

〔平成 16 年 4 月 1 日  
制 定〕

改正 平成 22 年 3 月 8 日 平成 25 年 5 月 21 日  
令和 2 年 12 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学農学部（以下「本学部」という。）の教育に関しては、宮崎大学学務規則及びその他の諸規程に定めるもののほか本規程によるものとする。

(目的)

第 2 条 本学部は、食料、環境、資源及び生命に関する基礎知識の理解をもとに、広い視野で物事を考える総合的判断力や問題解決能力を身につけ、社会の要請に応えるための農学に関する高度な専門性と技術を修得し、それらに関する問題解決を通じて地域と国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(学科)

第 3 条 本学部に、次の学科を置く。

植物生産環境科学科  
森林緑地環境科学科  
応用生物科学科  
海洋生物環境学科  
畜産草地科学科  
獣医学科

(基礎教育科目)

第 4 条 基礎教育科目で開設する授業科目の種類、単位数、履修方法及び基礎教育科目の受講、成績評価等に関しては、別に定めるところによるものとする。

(専門科目)

第 5 条 本学部の専門科目の授業科目の種類、単位数、履修方法及び専門科目の受講、成績評価に関しては、別に定めるところによるものとする。

(単位の計算方法)

第 6 条 宮崎大学学務規則第 23 条第 1 項に基づく本学部の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験及び実習については、毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

(卒業所要単位)

第 7 条 卒業に要する単位数は、基礎教育科目 36 単位以上、専門科目 92 単位以上とする。ただし、獣医学科にあっては専門科目 159 単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第 8 条 卒業の認定は、宮崎大学学務規則第 5 条に定める修業年限（同規則第 13 条第 1 項の規定により入学した者にあつては、同条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位数を修得し、かつ、在籍する学科における卒業の審査に合格した者について、農学部教授会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 21 年度以前に入学した者の卒業所要単位は、改正後の規定にかかわらず、なお従前例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 5 月 21 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した者の卒業所要単位は、改正後の規定にかかわらず、なお従前例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条は、平成 26 年度以降に入学した者に適用し、平成 25 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 7 条は、平成 25 年度以降に入学した者に適用し、平成 24 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。